一般社団法人JAIST支援機構事務局 宛て

申込日付

　　　　年　　月　　日

（メール添付にてお申し込みください メール宛先：jimukyoku@jaistso.or.jp）

**JAIST産学官共創フォーラム**

**デジタルナレッジツイン研究会　入会申込書**

研究会の会則に同意し、以下にチェックした会員として申し込みます。

（※別途、JAIST産学官共創フォーラムへの加入と年会費が必要となります。年会費・参加費はいかなる理由があっても返却しません。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| デジタルナレッジツイン研究会  ※（　）内は参加費　１組織あたり最大2名まで  　（年額・税込） | □ 幹事会員（３万円） | □ 法人会員（3 万円） |
| □ 個人会員（1.5 万円） | □ 公共会員（3 万円） |
| □ 学術会員（2 万円） | □ 特別会員（3 万円） |
| 参加人数　　　　名　（参加される人数を記入してください） | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ご担当者  所属 | 組織名・部署名 | | ご担当者  氏名 | (フリガナ) |
| 役職 | |  |
| 連絡先 | 住所 | | | |
| e-mail | | 電話番号 | |
| 研究会  参加者 | 氏名 | 部署名 | e-mail | |
| 氏名 | 部署名 | e-mail | |

ご確認事項

|  |  |
| --- | --- |
| ●以下の項目に当てはまる場合はチェックしてください。 | |
| □ | 請求書/領収書の宛名が上記組織名と異なる(その場合は下記に記入下さい)  (　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| □ | 領収書発行を希望する（通常はPDFの領収書をメールにて発行）　→　□　紙の領収書を希望 |
| □ | 当研究会のホームページに、組織名・URLの掲載を希望しない。 |

【申込先】

一般社団法人JAIST支援機構事務局

〒923-1292

　　　石川県能美市旭台一丁目１番地　北陸先端科学技術大学院大学内

メール [jimukyoku@jaistso.or.jp](mailto:jimukyoku@jaistso.or.jp)

JAIST産学官共創フォーラム　デジタルナレッジツイン研究会　会則

第１条（名称）

　 当研究会をＪＡＩＳＴ産学官共創フォーラム・デジタルナレッジツイン研究会（通称：デジタルナレッジツイン研究会）と称する。

第２条（事務局）

当研究会は、事務局を石川県能美市旭台１－１　一般社団法人ＪＡＩＳＴ支援機構内に置く。

第３条（目的）

当研究会は、一般社団法人ＪＡＩＳＴ支援機構・産学官共創フォーラム（通称：ＪＡＩＳＴ産学官共創フォーラム）の研究事業として実施され、デジタルナレッジツインに関するJAIST、および外部の有識者による技術開発や実践に関する最新の情報を共有するとともに、現場の暗黙知のナレッジマネジメントに関する課題や取り組みを調査・検討を行うことを目的とする。

第４条（活動）

　 当研究会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. JAIST研究者および外部講師によるデジタルナレッジツインに関するセミナー（月１回程度）
2. 現場の暗黙知のナレッジマネジメントに関する課題や取り組みに関して研究会参加者がお互いに学び合うワークショップ（年２回程度）
3. 報告書の作成（年１回）
4. JAIST研究者との個別ディスカッション（随時）
5. その他、当研究会の目的を達成するために必要な活動

　２　当研究会の活動報告はＪＡＩＳＴ産学官共創フォーラムの総会にて行う。

第５条（会員）

会員は、本研究会の趣旨に賛同したＪＡＩＳＴ産学官共創フォーラムの会員をもって組織する。

第６条（入会）

入会は、座長が認めるものとし、事務局に所定の加入手続きにより行う。

第７条（脱会）

当研究会を脱会する場合は、座長に書面をもって届け出し、年度末をもって脱会することができる。

第８条（研究会参加費）

当研究会の会員は、ＪＡＩＳＴ産学官共創フォーラムの会費とは別に、研究会の参加費として次の金額を納入しなければならない。

1. 幹事会員　年額　　３０，０００円
2. 法人会員　年額　　３０，０００円
3. 個人会員　年額　　１５，０００円
4. 公共会員　年額　　３０，０００円
5. 学術会員　年額　　２０，０００円
6. 特別会員　年額　　３０，０００円

２　幹事となった幹事会員は、参加費を免除する。

３　各活動への参加人数は、個人会員、学術会員を除き、１つの組織につき最大２名までとする。但し、座長が認めた場合は

この限りではない。

４　上記参加費の他に費用が必要な場合は、別に定める。

第９条（役員）

当研究会に次の役員を置く。

1. 座長　１名
2. 幹事　若干名

２　座長は、当研究会を代表し、会務を総理する。

３　座長は、ＪＡＩＳＴ産学官共創フォーラムの会長が指名する。

４　座長は、会務を共同で行う共同座長を指名することができる。

５　幹事は、座長を補佐し、当研究会の企画・運営を行う。

６　座長は、ＪＡＩＳＴ産学官共創フォーラムの会長が指名する。

７　幹事は、ＪＡＩＳＴ産学官共創フォーラムの会長が同フォーラムの幹事会員の中から指名する。

第１０条（事務）

当研究会の事務は、一般社団法人ＪＡＩＳＴ支援機構事務局がつかさどり、研究会の座長、幹事は、これに協力するものとする。

第１１条（補則）

この会則に定めるもののほか、この会則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則１

この会則は、令和５年５月１日から施行する。

制定　令和５年５月１日